

平成 18 年 10 月 30 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、上場制度の整備等を行います。
概要は次のとおりです。

「上場制度の整備等について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 18 年 11 月 10 日（金）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 18 年 11 月 10 日（金）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 18 年 11 月 10 日（金）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

上 場 制 度 の 整 備 等 に つ い て

平成18年10月30日
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<p>昨今、企業法制をはじめ企業行動の自由度が増していく中、証券市場の健全性確保は上場制度上の喫緊の課題となっています。こうした背景に基づき、本所では上場会社による開示の充実を基本としつつ、証券市場の運営に悪影響のある企業行動については、自主規制機関としての立場で積極的に態度表明を行うことを通じて、株主・投資者が当該企業行動を公平に判断する材料を提供し、上場会社に証券市場を構成する一員としての自覚を促していくことを基本的な方針としています。</p> <p>そこで、今般、以上の考え方にに基づき、本所市場の信頼を確保し、より使い勝手のよい市場を構築していく観点から、所要の制度整備を行います。主な改正の概要は、企業行動と市場規律の調和の観点から企業行動に係る尊重事項として株式分割等の実施に係る流通市場への影響に対する配慮を新たに追加するとともに、流動性の向上及び投資家の参入しやすいレベルとして本所が望ましいと考える投資単位の水準を示すこととし、市場の健全性確保の観点からは、上場会社の管理をより充実させるために改善報告書の点検制度を新設するなどの対応を図ります。</p>	
II. 概要 1. 企業行動に係る尊重事項の整備 (1) 株式分割等の実施に係る配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、株式分割等を実施するにあたっては、流通市場へ混乱をもたらすことのないよう配慮するものとします。 	<p>※本制度整備に伴い、上場会社通知「大幅な株式分割の実施に際してのお願い」(平成17年3月)は廃止することとします。</p>

項 目	内 容	備 考
(2) 望ましい投資単位の水準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・本所は、上場会社が当該事項を尊重していないと認める場合には、投資者に対する注意喚起のため、その旨を公表することができるものとします。 ・上場株券の発行者は、投資単位の水準が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及び維持に努めるものとします。 	<p>※今回新たに、望ましい投資単位の水準に下限を設定しますが、望ましい投資単位の水準を提示するという従来の趣旨に何ら変わりはありません。</p>
<p>2. 上場会社に対する経営管理面の確認等</p> <p>(1) 改善報告書の記載内容に係る点検制度の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、提出から6か月経過後遅滞なく、「改善措置の実施状況及び運用状況に関する報告書」(以下「改善状況報告書」という。)を提出するものとします。 ・会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者に対して、当該報告書の提出から5年が経過するまでの間、本所が必要と認める場合には、その都度、改善状況報告書を提出することを求めるものとします。 ・上場有価証券の発行者は、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について報告するものとします。 ・改善措置の実施状況及び運用状況が不十分であると認められる場合又は改善状況報告書を提出しない場合には、本所は改めて改善報告書の提出を求めることができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改善状況報告書は、公衆の縦覧に供するものとします。 ・改善状況報告書に係る規定は、この改正の施行日以後に改善報告書を提出する上場有価証券の発行者から適用することとします。

項 目	内 容	備 考
(2) 注意勧告制度の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、本所は当該上場会社に対して注意勧告を行うことができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意勧告を行った場合には、その旨を公表するものとします。 ・「虚偽記載」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(7) aに規定する虚偽記載をいいます。 *注意勧告制度の対象行為のうち、適時開示規則(第2章に限る。)に違反するものについては、会社情報の適時開示等に係る改善報告書(過去5年以内に3回提出で上場廃止となる。)及び改善報告書の徴求対象となります。
<p>3. 上場会社における情報開示の充実</p> <p>(1) 投資単位の引下げ方針等の開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、当該発行者の今後の投資単位の引下げに関する方針等について開示するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算短信と分離して開示するものです。 ・現行の決算短信における「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」に準じた内容とします。 ・「上場株券の最近の投資単位」とは、直前事業年度の末日からさかのぼって1か年における本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいいます。

